

## 保守サービス約款

本約款は、iCAD 株式会社（以下「弊社」という）が提供する保守サービス(第 4 条に記載のサービスをいい、以下「本サービス」という) の内容について定めるものです。本サービスにお申し込みいただいた場合、お客様は本約款に同意いただいたものとみなします。

### 第 1 条（本サービスの実施）

弊社はお客様に対し、第 4 条記載のサービスを実施します。

### 第 2 条（本サービスの対象）

本サービスの対象となるソフトウェア（以下「対象製品」という）は、弊社製プログラム・プロダクトのうち、別途弊社がお客様に通知するものとします。

### 第 3 条（本サービス実施の前提条件）

本サービスを実施する前提として、お客様は、弊社または弊社の認める第三者から、対象製品の使用を許諾されていることを条件とします。

### 第 4 条（本サービスの内容）

弊社がお客様に対して実施する本サービスは、以下の各号に定める事項を行うものとします。

#### （1）問題解決支援

- a. 弊社は、電話・FAX・インターネットにより、対象製品（第（3）号に基づき提供される修正プログラムおよび第（4）号に基づき提供されるレベルアップ版を含み、以下本項および次項第（3）号において同じ）に関する下記のア、およびイ、の質問・相談をサービス利用者から受け付け、回答します。
  - ア. 対象製品についての仕様、利用方法、運用環境等に関する質問・相談
  - イ. 対象製品が正常に動作しない場合における原因調査、回避措置等に関する質問・相談
- b. 上記 a. の質問・相談の受付・回答の時間帯は、月曜日から金曜日（弊社の休業日を除く）までの9時から17時までとします。

#### （2）情報提供

弊社はお客様に対し、対象製品に関する製品情報、技術情報、保守情報を提供します。

#### （3）修正プログラムの提供

弊社は、第（1）号 a. イ. の回避措置として、弊社が必要と判断した場合、対象製品に関する修正プログラムをお客様に提供します。

#### （4）レベルアップ版の提供

弊社は、弊社が必要と判断した場合、第（2）号の製品情報の中で通知した予防保守版、機能強化版（型名が変更されないものに限り、以下「レベルアップ版」という）を、お客様に提供します。

### 第 5 条（本サービスの利用料）

本サービスの利用料（以下「利用料」という）は、弊社が別途定める通りとし、お客様は、弊社所定の支払条件に従い支払うものとします。

### 第 6 条（本サービスの実施期間）

1. 本サービスの実施期間は、次項に定めるサービス実施開始日から1年間とします。ただし、期間満了の1か月前までに、弊社所定の書面（電磁的記録を含み、以下同じ）により、お客様から本サービスの更新を行わない旨の意思表示のないときは、引き続き同一条件をもって、実施期間はさらに1年間自動的に継続延長されるものとし、以後もまた同様とします。なお、期間満了以前に本サービスの更新を行わない旨の意思表示をいただいたとしても、利用料の返還ないし日割精算は行いません。
2. 前項におけるサービス実施開始日は、弊社お客様間にて別途協議のうえ定めるとし、お客様は、弊社所定の書面にサービス実施開始日を記入し、弊社に通知するものとします。

### 第 7 条（再委託）

1. 弊社は、本約款に基づき受託した本サービスの全部または一部の作業を、弊社の責任において第三者に再委託できるものとします。
2. 前項に基づき弊社が再委託した場合の、再委託先の選任、監督ならびに再委託先の行った作業の結果については、当該再委託先がお客様の指定に基づくものであるものを除き、一切弊社が責任を負うものとします。

### 第 8 条（秘密保持義務）

1. 本約款において、秘密情報とは、以下の情報をいうものとします。
  - （1）秘密である旨の表示をした書面で開示された相手方固有の業務上、技術上、販売上の情報
  - （2）秘密である旨明示して口頭またはデモンストレーション等により開示された相手方固有の業務上、技術上、販売上の情報であって、開示後10日以内に当該情報の概要等を記載した書面に秘密である旨の表示をして提示された情報
  - （3）本サービス利用の内容
2. 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、前項における秘密情報から除くものとします。
  - （1）開示の時点で既に公知のもの、または、開示後秘密情報を受領した当事者

（以下「受領者」という）の責によらずして公知となったもの

- （2）受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したものと
  - （3）開示の時点で受領者が既に保有しているものと
  - （4）開示された秘密情報によらずして、独自に受領者が開発したものと
3. 弊社およびお客様は、それぞれ相手方から開示された秘密情報の秘密を保持し、本サービスの履行のために知る必要のある自己の役員および従業員以外に開示、漏洩してはならないものとします。また、弊社およびお客様は、秘密情報の開示のために相手方から受領した資料（電子メール等、ネットワークを介して受信した秘密情報を有形的に固定したものを含み、以下「秘密資料」という）を善良な管理者の注意をもって保管管理するとともに、第三者に譲渡、提供せず、また当該役員、従業員以外の者に閲覧等させないものとします。
  4. 前項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合、弊社およびお客様は、相手方の秘密情報および秘密資料を当該第三者に開示、提供することができるものとします。
    - （1）法令により第三者への開示を強制された場合。ただし、この場合、受領者は事前に相手方に通知するよう努めるものとし、当該法令の範囲内で秘密を保持するための措置をとることを当該第三者に要求するものとします。
    - （2）弁護士、公認会計士等法令上守秘義務を負う者に、当該者の業務上必要とされる範囲内で提供する場合
    - （3）弊社が本サービスに関わる作業の全部または一部を第三者に再委託する場合。ただし、この場合、弊社は、再委託先に対して本条に定める秘密保持義務と同様の秘密保持義務を課すものとします。
  5. 弊社およびお客様は、相手方から開示された秘密情報を、本約款の履行のためにのみ使用するものとし、その他の目的に使用しないものとします。
  6. 弊社およびお客様は、本約款の履行のために必要な範囲で秘密資料を複製することができるものとします。なお、秘密資料の複製物（以下「複製物」という）についても本条の定めが適用されるものとします。
  7. 弊社およびお客様は、相手方から要求があった場合、または、本サービスの履行を完了した場合、遅滞なく秘密資料（複製物がある場合はこれらを含む）を相手方に返却、または、破棄もしくは消去するものとします。なお、秘密資料を返却、破棄もしくは消去した後も、本条に定める秘密保持義務は有効に存続するものとします。
  8. 弊社およびお客様は、相手方の秘密情報を知ることになる自己の役員および従業員に本条の内容を遵守させるものとします。
  9. 本条の規定は、本サービス終了後もなお有効に存続するものとします。

### 第 9 条（解除）

1. お客様が次の各号のいずれかに該当した場合には、弊社は、何らの催告を要することなくただちに本約款の全部または一部を解除することができるものとします。この場合、弊社のお客様に対する損害賠償の請求を妨げないことといたします。
  - （1）手形もしくは小切手が不渡りとなったとき、または、電子記録債権に支払不能事由が生じたとき
  - （2）差押え、仮差押えもしくは競売の申し立てがあったとき、または租税滞納処分を受けたとき
  - （3）破産手続開始、特定調停手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始、その他これらに類似する倒産手続開始の申し立てがあったとき、または、清算に入ったとき
  - （4）その他前各号に準ずるような本約款を継続し難い重大な事由が発生したとき
  - （5）解散または本約款の履行に係る事業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
  - （6）監督省庁から営業の取消・停止処分等を受けたとき、または、転廃業しようとしたとき
  - （7）本約款第 1 2 条に定める表明・保証に反する事実があったとき、または、確約に反する行為があったとき
2. 弊社は、お客様が本約款に違反し、かつ、当該違反を是正するよう催告を受けた後 30 日以内に当該違反を是正しなかったときは、本約款の全部または一部を解除することができるものとします。
3. 前 2 項の定めにより本約款が解除された場合、本サービスの実施期間の途中であっても、お客様が支払った利用料は返還されないものとします。

### 第 10 条（債務不履行責任）

弊社が本約款に基づく債務を履行しないことによりお客様に損害を与えた場合、本サービスの1年分の利用料相当額を限度として、賠償責任を負うものとします。ただし、弊社の責に帰すことができない事由から生じた損害、弊社が予見すべきであったか否かを問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、賠償責任を負わないものとします。

#### 第11条（免責）

お客様は、特段の合意がない限り、対象製品に保存されまたは対象製品において取り扱われる自己のデータについて、自己のみの責任でバックアップを取り、保存するものとします。お客様は、当該データの毀損または滅失およびそれにより生じたお客様または第三者の損害等について、弊社が一切の責任を負わない旨を了承するものとします。

#### 第12条（反社会的勢力等の排除）

1. お客様は、自らまたはその役員（名称の如何を問わず、相談役、顧問、業務を執行する社員その他の事実上経営に参加していると認められる者）および従業員（事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について権限を有するかまたはそれを代行する者）が、次の各号に記載する者（以下「反社会的勢力等」という）に該当せず今後も該当しないこと、また、反社会的勢力等との関係を持っておらず今後も持たないことを表明し、保証します。

(1) 警察庁「組織犯罪対策要綱」記載の「暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等」その他これらに準ずる者

(2) 資金や便宜を供与したり、不正の利益を図る目的で利用したりするなど、前号に記載する者と人的・資本的・経済的に深い関係にある者

2. お客様は、自らまたは第三者を利用して、次の各号に記載する行為を行わないことを確約するものとします。

(1) 詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いる行為

(2) 違法行為または不当要求行為

(3) 業務を妨害する行為

(4) 名誉や信用等を毀損する行為

(5) 前各号に準ずる行為

#### 第13条（本約款の変更）

1. 弊社は、本約款の内容を随時変更できるものとします。

2. 本約款を変更する場合は、弊社は、本約款を変更する旨および変更後の本約款の内容ならびにその効力発生時期を弊社の Web サイト上に掲載することにより通知するものとします。

#### 第14条（管轄裁判所）

本約款に関する一切の紛争については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第15条（誠実協議）

本約款に定めのない事項については、その都度弊社とお客様が誠意をもって協議し円満に解決するものとします。

#### 附 則

本約款は2025年7月3日から適用します。